

業務委託特記仕様書

業 務 名	令和7年度那覇市内池復旧検討業務
履 行 場 所	天久ちゅらまち公園（公園内の池）
履 行 期 間	着手日から令和7年9月30日まで

（適用）

第1条 本特記仕様書は、那覇市（以下、「発注者」という。）が発注する「令和7年度那覇市内池復旧検討業務」に適用する。本特記仕様書に記載されていない事項は、本業務契約書、環境省及び沖縄県の各仕様書や参考図書、及び外来生物法等の関係法令を遵守すること。なお、各仕様書や参考図書等は、常に最新版を用いること。

（目的）

第2条 本業務は、本市が管理する天久ちゅらまち公園内の池における特定外来生物の実態を把握し、防除対策方法の検討を行うと共に、防除計画の策定を行うことを目的とする。

（業務内容）

第3条 本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 防除方法検討・・・1式

特定外来生物の防除方法について比較検討を行い、最適な防除方法を選定する。（対象箇所は、池、排水管、貯水槽など池水が循環する部分の防除方法について検討を行う。）

(2) 防除計画策定・・・1式

環境省などの関係機関と協議の上、防除計画の策定を行う。

(3) 防除手法に関する有識者ヒアリング・・・1式

防除手法について、2名以上の有識者よりヒアリングを行う。

(4) 関係機関協議・・・1式

環境省、沖縄県、有識者などの関係機関と協議を行う。また、協議の内容については書面(打合わせ記録簿)に記録し、関係機関へ確認を行う。

(5) 業務打合せ（着手、中間、納品時）・・・1式

打合せ内容については書面(打合わせ記録簿)に記録し、発注者へ確認を行う。

(6) 希少種及び特定外来生物の調査確認・・・1式

希少種や特定外来生物の生息の有無を調査し確認された場合は、発注者及び関係機関へ報告を行う。

(7) 報告書作成・・・1式

(業務対象)

第4条 本業務の対象となる主な特定外来生物は下記のとおりとする。

- ・ ミステリークレイフィッシュ
- ・ アメリカザリガニ
- ・ カダヤシ
- ・ アカミミガメ
- ・ その他特定外来生物

(提出書類)

第5条 「受注者」は、業務の着手及び完了にあたって、以下の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者届
※各技術者に変更が生じた場合は、その都度提出すること
- (3) 工程表(14 日以内)
- (4) 業務計画書(14 日以内)
- (5) 完了届
- (6) 引渡書
- (7) その他発注者が必要とする書類

(管理技術者・照査技術者)

第6条 管理技術者及び照査技術者は、技術士(総合技術監理部門一選択科目を環境部門に係るものに限る)、又は技術士(環境部門)の資格保有者であり、外来種対策に関して十分な知識及び能力のある者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係(恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3ヵ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。以下、同じ。)があるものを配置すること。
※管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

(担当技術者)

第7条 担当技術者は、外来種対策に関して十分な知識及び能力のある者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものを配置すること。

(貸与資料)

第8条 本市は本業務の実施にあたり関係資料等を「受注者」に貸与するものとする。
「受注者」は、関係資料等を借用する際、借用書を本市に提出し、関係資料等についてその重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うこととする。

(諸手続き等)

第9条 現場調査の際は、地域住民とのトラブルがないよう十分配慮し、また、本業務のため第三者の土地に入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立ち入り、立木及び工作物等に損傷を与えた場合は「受注者」が責任をもって処理することとする。

第10条 「受注者」は、本業務の実施にあたっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。また、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告すること。

第 11 条 業務完了検査は、履行期間内に行うものとする。

第 12 条 業務完了検査に際しては、成果品その他関係資料を整えておくものとし、管理技術者を出席させることとする。「受注者」の責務に帰すべき事由または本市の検査により不適切と認められる場合は、速やかにその箇所の訂正または補正を行うこととする。

(疑義)

第 13 条 「受注者」は、業務を行うにあたり仕様書、質問回答書及び設計図に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、調査職員と協議した上これを決定する。

(成果品)

第 14 条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書(製本)・・・2部
- (2) 業務報告書(電子データ DVD-R)・・・2部

(秘密の保持・成果品の帰属)

第 15 条 「受注者」は、本業務により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、本業務に関する成果品はすべて「発注者」の所有とし、「発注者」の許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

(瑕疵担保)

第 16 条 「受注者」は、成果品納入後であっても、その成果品に隠れた誤りがあった場合、またはその成果品に不備があった場合には、速やかにこれを訂正、補正その他必要な措置を取らなければならない。なお、これにかかる経費等についてはすべて「受注者」の負担によるものとする。

(暴力団の不当介入排除対策)

第 17 条 「受注者」は、本業務を行うにあたって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成 23 年 1 月 12 日)」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- (1) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団員等から不当要求による被害または業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。
- (4) 「受注者」(落札者)は、暴力団密接関係者を市発注委託業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を公園管理課に提出しなければならない。
- (5) 「受注者」は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者または雇用者(以下、「直近上位請負者」という。)に対し「1 次及び 2 次下請

以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

- (6) 「受注者」は、「直近上位発注者」に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- (7) 「受注者」はその旨、すべての当該委託業務関連者に周知しなければならない。